

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第2回実施規程からの変更点

令和7年度第3回	令和7年度第2回
<p>(目的) 第1条 (略)</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p>
<p>(定義) 第2条 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略)</p>
<p>(入札参加資格) 第3条 (略)</p>	<p>(入札参加資格) 第3条 (略)</p>
<p>(入札期間) 第4条 本事業における入札は、供給者・利用者それぞれにおいて次の各号の期間に実施する。 (1) 供給者 <u>2026年1月23日午前9時から午後5時まで</u> (2) 利用者 <u>2026年2月3日午前9時から午後5時まで</u></p>	<p>(入札期間) 第4条 本事業における入札は、供給者・利用者それぞれにおいて次の各号の期間に実施する。 (1) 供給者 2025年9月19日午前9時から午後5時まで (2) 利用者 2025年10月3日午前9時から午後5時まで</p>
<p>(輸送対象期間) 第5条 本事業の入札における輸送対象期間は <u>2026年3月1日から2026年6月30日まで</u>とする。本事業の水素輸送は、この期間内において、第11条に定める輸送の調整及び輸送契約等により決定する期日において実施する。</p>	<p>(輸送対象期間) 第5条 2025年11月1日から2026年2月28日までとする。本事業の水素輸送は、この期間内において、第11条に定める輸送の調整及び輸送契約等により決定する期日において実施する。</p>
<p>(入札実施区分) 第6条 (略)</p>	<p>(入札実施区分) 第6条 (略)</p>
<p>(入札参加の申込み) 第7条 入札への参加を希望する者は、供給者・利用者それぞれにおいて、次の各号に定める期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。 (1) 供給者 <u>2026年1月23日午前9時から午後5時まで</u> (2) 利用者 <u>2026年2月3日午前9時から午後5時まで</u> 2 (略)</p>	<p>(入札参加の申込み) 第7条 入札への参加を希望する者は、供給者・利用者それぞれにおいて、次の各号に定める期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。 (1) 供給者 2025年9月8日午後2時から2025年9月17日午後5時まで (2) 利用者 2025年9月8日午後2時から2025年10月1日午後5時まで 2 (略)</p>
<p>(入札方法)</p>	<p>(入札方法)</p>

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第2回実施規程からの変更点

<p>第8条 (略)</p> <p>(落札者の決定及び通知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(売買契約)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(輸送の調整及び輸送契約等)</p> <p>第11条 事業実施者は、第9条第1項の規定に基づき決定した供給側落札者及び利用側落札者を輸送事業者へ通知する。</p> <p>2 落札者は、グリーン水素の輸送スケジュール及び輸送数量について、<u>事業実施者及び輸送事業者との間で協議してこれを定めなければならない。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(供給側次順位落札者)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(利用側次順位落札者)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(売買契約における契約単価)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(落札者の義務)</p> <p>第15条 供給側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件及び第11条第3項(第12条第4項又は第13条第4項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)に定める輸送契約で定められた条件に従い、利用側落札者に対してグリーン水素を供給しなければならない。</p> <p><u>2 供給側落札者は、水素の製造・出荷設備の故障等により、前項に定める義務の履行が遅滞又は不能となるおそれがあるときは利用側落札者及び事業実施者に遅滞なくその旨を通知するとともに、供給再開の見通しを示さなければならない。その際、次の手順により契約の履行に努めるものとする。</u></p>	<p>第8条 (略)</p> <p>(落札者の決定及び通知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(売買契約)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(輸送の調整及び輸送契約等)</p> <p>第11条 事業実施者は、第9条第1項の規定に基づき決定した供給側落札者及び利用側落札者を輸送事業者へ通知する。</p> <p>2 落札者は、グリーン水素の輸送スケジュール及び輸送数量について、輸送事業者との間で協議してこれを定めなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(供給側次順位落札者)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(利用側次順位落札者)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(売買契約における契約単価)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(落札者の義務)</p> <p>第15条 供給側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件及び第11条第3項(第12条第4項又は第13条第4項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)に定める輸送契約で定められた条件に従い、利用側落札者に対してグリーン水素を供給しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>(1) 利用側落札者と代替輸送日の協議を行い、代替輸送日が合意できた場合は、落札者は共同で、事業実施者が指定する書面により事業実施者に対して報告しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 直近に予定している水素の輸送日までに前号の協議ができない場合又は協議が不調に終わった場合、供給側落札者は、本項に定める通知を行った日以降、直近に予定されているグリーン水素の輸送について、利用側落札者が、他に水素の製造・販売を行う事業者から代品となる水素（グリーン水素に限らない。以下「代替水素」という。）の供給を要望するときは、不可能な場合を除き要望に応じなければならない（当該義務履行遅滞又は不能の要因が第25条第1項に掲げる不可抗力による場合を除く。）。ただし、代替水素の供給までに供給側落札者において供給再開の見通しが立つ場合は、供給側落札者は直ちにその旨を利用側落札者に通知し、代替水素の供給に代えて前号に基づきグリーン水素の代替輸送日の協議等を再開するものとする。</u></p> <p><u>(3) 前号において、供給側落札者が利用側落札者に対して代替水素の供給を行った場合、供給側落札者は代替水素の供給1回をもって前項に定める義務を履行したものとみなし、以降、供給再開が可能となるまで供給側落札者の供給義務は免除され、代替水素の供給も行わないものとし、利用側落札者はこれを承諾するものとする。なお、代替水素による供給は第5条に定める輸送期間中、1回を上限として第18条に定める価格差支援の対象とし、利用側落札者は輸送費用として別紙1で指定する金額を輸送事業者に支払うものとする。</u></p> <p><u>3 供給側落札者は、利用側落札者からの要請に応じて第3条第1項第1号bに定めるグリーン水素の規格を満たす証明書を利用側落札者に提供するものとする。</u></p> <p><u>4 利用側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件に従って水素を受入れなければならない。</u></p> <p><u>5 利用側落札者は、水素の受入・貯蔵設備の故障等により、前項に定める義務の履行が遅滞又は不能となるおそれがあるときは供給側落札者及び事業実施者に遅滞なくその旨を通知するとともに、受入再開の見通しを示さなければならない。その際、次の手順により契約の履行に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 供給側落札者と代替輸送日の協議を行い、代替輸送日が合意できた場合は、落札者は共同で、事業実施者が指定する書面により事業実施者に対して報告しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 前号の協議において、直近輸送分のグリーン水素について、輸送契約で</u></p>	<p>(新設)</p> <p>2 利用側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件に従って水素を受入れなければならない。</p> <p>(新設)</p>
--	---

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第2回実施規程からの変更点

<p><u>定める輸送予定日の4営業日前までにグリーン水素の代替輸送日の合意に至らず、かつ、供給側落札者が利用側落札者から本項に定める通知を受けた時点で当該グリーン水素の出荷準備を完了している場合、供給側落札者は当該水素の賠償額について、別紙1に指定する各入札実施区分における金額を利用側落札者に請求できるものとし、利用側落札者は当該請求に基づき賠償額を供給側落札者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(3) 前号の規定にかかわらず、供給側落札者は、利用側落札者からの要請があり、かつ供給側落札者が当該グリーン水素を自らの在庫として保管することが可能な場合に限り、供給側落札者が指定する日まで賠償額の請求を猶予することができる。</u></p> <p><u>(4) 第2号において、利用側落札者が供給側落札者に対して直近輸送分のグリーン水素についての賠償額を支払った場合、利用側落札者は当該支払をもって前項に定める義務を履行したものとみなし、以降、受入再開が可能となるまで利用側落札者の受入義務は免除され、供給側落札者はグリーン水素の出荷準備を停止するとともに利用側落札者に対する賠償額の請求を行わないものとする。</u></p> <p>6 利用側落札者は、本事業を通じて購入したグリーン水素について、水素の最終消費地のうち一部が必ず東京都内を含むものとしなければならない。この要件が確認できない場合において、事業実施者は当該利用側落札者の次回入札への参加を認めないことができる。</p> <p>7 落札者は本事業への参加に際して問題が発生した場合には、事業実施者に通知しなければならない。</p> <p>8 事業実施者は、落札者に対して、入札価格の考え方や水素の活用実態について情報の提供を求めることができる。</p> <p>(使用量の算定) 第16条 (略)</p> <p>(精算) 第17条 利用側落札者は、グリーン水素利用の対価として、利用側落札単価に前条の規定により算定した使用量を乗じて得た額（以下「代金」という。）を支払う。</p> <p>2 供給側落札者は、<u>次の各号に定める期間において、</u>本事業に係る全ての輸送</p>	<p>3 利用側落札者は、本事業を通じて購入したグリーン水素について、水素の最終消費地のうち一部が必ず東京都内を含むものとしなければならない。この要件が確認できない場合において、事業実施者は当該利用側落札者の次回入札への参加を認めないことができる。</p> <p>4 落札者は本事業への参加に際して問題が発生した場合には、事業実施者に通知しなければならない。</p> <p>5 事業実施者は、落札者に対して、入札価格の考え方や水素の活用実態について情報の提供を求めることができる</p> <p>(使用量の算定) 第16条 (略)</p> <p>(精算) 第17条 利用側落札者は、グリーン水素利用の対価として、利用側落札単価に前条の規定により算定した使用量を乗じて得た額（以下「代金」という。）を支払う。</p> <p>2 供給側落札者は、本事業に係る全ての輸送が完了して利用側落札者からトレ</p>
--	--

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第2回実施規程からの変更点

<p>が完了して利用側落札者からトレーラー又はカードルの返却を全て受けた後に、<u>翌月第7営業日までに</u>利用側落札者に対して、代金の適格請求書（消費税法第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）を発行し、事業実施者に対して当該適格請求書の写しを提出する。</p> <p><u>(1) 2026年3月1日から2026年3月31日</u> <u>(2) 2026年4月1日から2026年6月30日</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(価格差支援)</p> <p>第18条 供給側落札単価が利用側落札単価を上回る場合、東京都は、供給側落札者に対して、価格差支援総額として、供給側落札単価と利用側落札単価の差額に第16条の規定により算定した使用量に乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 供給側落札者は、<u>第17条第2項各号に定める各期間において</u>、本事業に係る輸送及び返却が完了した後に、前項の価格差支援総額を東京都に対して請求する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(入札禁止等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(入札禁止等による売買契約の解除)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(個人情報及び取引情報の取扱い)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(入札結果の公表)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(所有権及び危険負担)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>トレーラー又はカードルの返却を全て受けた後に、利用側落札者に対して、代金の適格請求書（消費税法第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）を発行し、事業実施者に対して当該適格請求書の写しを提出する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(価格差支援)</p> <p>第18条 供給側落札単価が利用側落札単価を上回る場合、東京都は、供給側落札者に対して、価格差支援総額として、供給側落札単価と利用側落札単価の差額に第16条の規定により算定した使用量に乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 供給側落札者は、第17条第2項各号に定める各期間において、本事業に係る輸送及び返却が完了した後に、前項の価格差支援総額を東京都に対して請求する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(入札禁止等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(入札禁止等による売買契約の解除)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(個人情報及び取引情報の取扱い)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(入札結果の公表)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(所有権及び危険負担)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(紛争処理)</p>
--	---

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第2回実施規程からの変更点

<p>(紛争処理)</p> <p>第24条 事業実施者は、本事業におけるグリーン水素の売買に関して、落札者間又は落札者と輸送事業者の間に紛争が発生した場合においては、原則として、その当事者間においてその紛争を解決させるものとする。</p> <p>2 当事者は、事業実施者に対して、その紛争の顛末を書面又は電磁的方法により報告を行うものとする。</p> <p>3 供給側落札者は、第2条第1項の基準に適合しないグリーン水素を提供した場合には、事業実施者の指示に従い、利用側落札者に対する金銭による損害賠償、当該基準に適合するグリーン水素の供給その他の責任を負う。</p> <p>4 落札者は、本規程に基づく売買契約に関連して相手方落札者に損害を生じさせた場合には、直接かつ現実に被った通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）に限り、これを賠償しなければならない。なお、特別損害についてはその予見可能性にかかわらず損害賠償責任を負わないものとし、<u>第15条各項の規定に基づいて責任を負う場合は、本項は適用しない。</u></p> <p>5 供給側落札者が利用側落札者に対して損害の賠償をしなければならない場合、損害賠償の金額は本事業の実施期間中に受渡しされたグリーン水素の代金相当額を上限とする。<u>ただし、第15条の規定に基づいて責任を負う場合は、本項は適用しない。</u></p>	<p>第24条 事業実施者は、本事業におけるグリーン水素の売買に関して、落札者間又は落札者と輸送事業者の間に紛争が発生した場合においては、原則として、その当事者間においてその紛争を解決させるものとする。</p> <p>2 当事者は、事業実施者に対して、その紛争の顛末を書面又は電磁的方法により報告を行うものとする。</p> <p>3 供給側落札者は、第2条第1項の基準に適合しないグリーン水素を提供した場合には、事業実施者の指示に従い、利用側落札者に対する金銭による損害賠償、当該基準に適合するグリーン水素の供給その他の責任を負う。</p> <p>4 落札者は、本規程に基づく売買契約に関連して相手方落札者に損害を生じさせた場合には、直接かつ現実に被った通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）に限り、これを賠償しなければならない。なお、特別損害についてはその予見可能性にかかわらず損害賠償責任を負わないものとする。</p> <p>5 供給側落札者が利用側落札者に対して損害の賠償をしなければならない場合、損害賠償の金額は本事業の実施期間中に受渡しされたグリーン水素の代金相当額を上限とする。</p>
<p>(不可抗力)</p> <p>第25条 (略)</p>	<p>(不可抗力)</p> <p>第25条 (略)</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第26条 (略)</p>
<p>(管轄裁判所)</p> <p>第27条 (略)</p>	<p>(管轄裁判所)</p> <p>第27条 (略)</p>
<p>(準拠法)</p> <p>第28条 (略)</p>	<p>(準拠法)</p> <p>第28条 (略)</p>
<p>(解釈の疑義)</p> <p>第29条 本規程の解釈や法令等との関連に疑義があるときは事業実施者に問い</p>	<p>(解釈の疑義)</p> <p>第29条 本規程の解釈に疑義があるとき、又は本規程に明文のない事項について臨機の措置を必要とするときは、事業実施者の決定に従うものとする。</p>

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第2回実施規程からの変更点

合わせることとし、本規程に明文のない事項について臨機の措置を必要とするときは、事業実施者の決定に従うものとする。

別紙1 入札実施区分

区分	条件
①トレーラー 輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> トレーラーは一基 2,484Nm³ (2,800 S m³) 供給側落札単価は <u>285 円</u>/Nm³ (前回トライアル取引における供給側落札単価) を上限とする 供給者においては毎週輸送可能であること 利用者においては毎週受入可能であること (特段の事情がある場合、事業実施者が認める期間、週1回未満の受入も可能) 輸送スケジュールについては落札者決定後に供給側落札者、利用側落札者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 トレーラーは定期輸送で入れ替え 各輸送におけるトレーラーの返却期限は、輸送調整時に供給側落札者、利用側落札者及び輸送事業者にて調整 トレーラーの最終返却期限は <u>2026年6月30日</u> トレーラー返却時に1MP a 以上は残して返却 利用側落札者の受取地点において、トレーラー到着時及び返却時にトレーラー内のグリーン水素量を測定 (トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算) し、合計使用量に基づいて精算 利用者は、1回の水素輸送につき、80,000 円 (税抜) を輸送事業者へ支払い (輸送開始前に利用者側の受取地点にて、接続等の確認を行う場合においても1回の水素輸送とみなす) <u>設備故障等による受入不可の場合、供給側落札者に対する利用側落札者の賠償額は、利用側落札単価×1,242Nm³とします。</u>

別紙1 入札実施区分

区分	条件
①トレーラー 輸送コース	<ul style="list-style-type: none"> トレーラーは一基 2,484Nm³ (2,800 S m³) 供給側落札単価は 280 円/Nm³ (前回トライアル取引における供給側落札単価) を上限とする 供給者においては毎週輸送可能であること 利用者においては毎週受入可能であること (特段の事情がある場合、事業実施者が認める期間、週1回未満の受入も可能) 輸送スケジュールについては落札者決定後に供給側落札者、利用側落札者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 トレーラーは定期輸送で入れ替え 各輸送におけるトレーラーの返却期限は、輸送調整時に供給側落札者、利用側落札者及び輸送事業者にて調整 トレーラーの最終返却期限は 2025年9月30日 トレーラー返却時に1MP a 以上は残して返却 利用側落札者の受取地点において、トレーラー到着時及び返却時にトレーラー内のグリーン水素量を測定 (トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算) し、合計使用量に基づいて精算 利用者は、1回の水素輸送につき、80,000 円 (税抜) を輸送事業者へ支払い (輸送開始前に利用者側の受取地点にて、接続等の確認を行う場合においても1回の水素輸送とみなす) <p>(新設)</p>

東京都グリーン水素トライアル取引 令和7年度第2回実施規程からの変更点

<p>②カードル輸送コース</p>	<ul style="list-style-type: none"> • カードルは一基 263N^m (296 S^m) • 供給側落札単価は <u>371 円</u> / N^m (前回トライアル取引における供給側落札単価) を上限とする • 供給者においては毎週輸送可能であること • 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 • カードルを返送時に 1 MP a 以上残す (正味の使用可能量は 248N^m (279 S^m) (at35°C) 程度) • カードル一基につき 248N^m (279 S^m) を利用量として精算 (カードル到着時及び返却時におけるグリーン水素量の測定は行わない) • カードルは輸送から 1 か月以内又は <u>2026 年 6 月 30 日</u> のうち早いタイミングで返却 • 利用者は、1 回の水素輸送につき、55,000 円 (税抜) を輸送事業者に支払い • <u>設備故障等による受入不可の場合の、供給側落札者に対する利用側落札者の賠償額は、利用側落札単価×248N^mとします。</u> 	<p>②カードル輸送コース</p>	<ul style="list-style-type: none"> • カードルは一基 263N^m (296 S^m) • 供給側落札単価は 355 円 / N^m (前回トライアル取引における供給側落札単価) を上限とする • 供給者においては毎週輸送可能であること • 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 • カードルを返送時に 1 MP a 以上残す (正味の使用可能量は 248N^m (279 S^m) (at35°C) 程度) • カードル一基につき 248N^m (279 S^m) を利用量として精算 (カードル到着時及び返却時におけるグリーン水素量の測定は行わない) • カードルは輸送から 1 か月以内又は 2026 年 2 月 28 日のうち早いタイミングで返却 • 利用者は、1 回の水素輸送につき、55,000 円 (税抜) を輸送事業者に支払い
-------------------	--	-------------------	---